令和７年度美浦村結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

令和７年３月３１日

告示第　５１　号

（趣旨）

第１条　この告示は、経済的理由で結婚に踏み出せない世帯を対象に、婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、地域における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引越費用の一部について、地域少子化対策重点推進交付金の交付を受けた年度において、予算の範囲内で美浦村結婚新生活支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、美浦村補助金等交付規則（平成２年美浦村規則第７号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　新婚世帯　令和７年１月１日から令和８年３月３１日までの間（以下「対象期間」という。）に婚姻届を提出し、受理された夫婦であって、双方が本村の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第５条の住民基本台帳をいう。）に登録されている世帯をいう。

(2)　住居費　婚姻を機に村内で新たに物件を新築・購入し、リフォーム又は賃借する契約に関する費用のうち、物件の新築・購入費、リフォーム費、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料（生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１１条第１項第３号の住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあってはその全額、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合にあっては住宅手当分に相当する額を除く。）をいう。

(3)　引越費用　対象期間に婚姻を機に村内に引越しをする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

(4)　貸与型奨学金　公的団体又は民間団体から、学生の修学又は生活のために貸与された資金をいう。

（交付の対象世帯）

第３条　補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 対象期間内において、村内に居住し、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）の規定による転入又は転居の届出をしていること。

(2) 夫婦共に婚姻日における年齢が３９歳以下であること。

(3) 新婚世帯の所得（所得証明書を基に、申請時の属する年度に証明された夫婦の所得を合算した金額）が５００万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、所得証明書を基に算出した新婚世帯の所得額から当該貸与型奨学金の年間返済額を控除して得た金額が５００万円未満であること。

(4) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けたことがない世帯であること。

(5) 第５条第１項の規定による補助金の交付の申請（以下「交付申請」という。）の時点において、夫婦のいずれの者も、納期限が到来している村税及び使用料等の滞納がない世帯であること。

(6) 夫婦のいずれの者が、美浦村暴力団排除条例（平成２３年美浦村条例第１５号）に規定する暴力団又は暴力団員等若しくはそれらと密接な関係を有していない者であること。

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、住居費と引越費用を合算した金額とし、１世帯当たり３０万円を限度とする。ただし、夫婦ともに婚姻日における年齢が２９歳以下である場合には、1世帯あたり６０万円を上限とする。

２　前項の補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

３　補助金の対象となる期間は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までとする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、美浦村結婚新生活支援事業費補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、対象期間内に村長に提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

(2) 所得証明書

(3) 物件の売買契約書及び領収書の写し（住居費における購入の場合）

(4) 物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（住居費における賃借の場合）

(5) 住宅手当支給証明書（様式第２号）（住居費における賃借の場合）

(6) 引越しに係る領収書の写し（引越費用の場合）

(7) 貸与型奨学金を返済したことが分かるもの（申請日の属する年度に貸与型奨学金の返済を行った場合）

(8) 離職し、又は転職した翌月の給与明細及び離職票の写し（離職し、又は転職した場合）

(9) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

２　村長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、美浦村結婚新生活支援事業費補助金交付決定（却下）通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第６条　前条第２項により補助の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに美浦村結婚新生活支援事業費補助金変更交付申請書（様式第４号）に、前条第１項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて村長に提出し、承認を受けなければならない。

２　村長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の支払の可否を決定し、美浦村結婚新生活支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第５号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第７条　補助対象者は、第５条第２項又は前条第２項に規定する交付決定通知書を受けた後、申請に係る補助金の額が確定した場合は、美浦村結婚新生活支援事業費補助金請求書（様式第６号）に住居費又は引越費用の領収書等の写しを添えて村長に提出しなければならない。

２　村長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、内容を確認し、速やかに補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第８条　村長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) その他村長が相当の事由があると認めたとき。

（補助金の返還）

第９条　補助対象者は、村長が補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助金が既に支払われているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（補則）

第１０条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。